

風力発電施設の工場立地法上の扱いについて（案）

1. 構造改革特区提案における兵庫県からの要望

（1）要望内容

市街化区域以外の区域における風力発電施設の設置について、水力発電所、地熱発電所と同様、工場立地法の適用除外とする。

（2）政府の対応方針

大規模風力発電施設の建設需要等が高まっていることに鑑み、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において検討する。（平成18年度中に結論）

2. 現行制度の概要

水力発電所、地熱発電所について工場立地法の適用を除外。これは、それらの立地に起因して大気汚染等の問題が発生することは見込まれず、主として山間部等への立地が想定されるものであること等から、「周辺地域の生活環境との調和を考慮する必要性が小さい」ことを踏まえたもの。

3. 対応（工場立地法検討小委員会の結論）

- （1）風力発電施設は、山間部や海岸部の森林、丘陵地帯等に立地するものが比較的多いが、他方、公園、工業地帯等、都市部で立地するものもあり。
- （2）適用除外を可能とする区域は、水力発電施設及び地熱発電施設を適用除外としている趣旨を踏まえ、「周辺地域の生活環境との調和を考慮する必要性が小さい」ものとして特定することが適当。
- （3）具体的には、「森林、丘陵地、原野及び海上等、山間部又は海岸部において周囲に広く自然環境が存在する区域」に立地する風力発電施設について、水力発電施設及び地熱発電施設と同等の扱いとすることが妥当。